

給与の種類		支 給 条 件		支給日	備 考
		支 給 対 象 者	支給率又は支給額		
特 殊 勤 務 手 当	特別乗船手当	練習船に乗船し、漁業に関する調査、試験、観測若しくは水産教育の実習指導または遭難船救助の作業に従事した次の職員 (1) 船長およびこれと同等と認める者-----→日 額 250円 (2) 機関長およびこれと同等と認める者-----→日 額 200円 (3) 通信長、航海士、機関士およびこれと同等と認める者-----→日 額 150円 (4) その他の職員-----→日 額 130円			
	多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年で編成する学級の担任をする教育職員(管理職手当又は給料の調整額を支給される職員を除く) { 小学校の単級-----→120円 小学校の3以上の学級および中学校の単級-----→90円 2箇学年の単級-----→75円	授業又は指導に従事した日1日について	翌月の給料支給日	
手 当	7 隔 遠 地 手 当	山間地その他の交通の著しく困難な地に所在する公署として人事委員会規則で指定するものに勤務する職員	5級 給料+扶養手当×25% 4級 同 上 ×20% 3級 同 上 ×16% 2級 同 上 ×12% 1級 同 上 ×8%	給料の支給日	
	8 へ き 地 手 当	交通条件および自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域に所在する小学校または中学校として人事委員会規則で指定するものに勤務する職員	5級 給料+扶養手当×25% 4級 同 上 ×20% 3級 同 上 ×16% 2級 同 上 ×12% 1級 同 上 ×8%	同 上	
	9 超 過 勤 務 手 当 休日給	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員 ○午後10時～午前5時の勤務-----→ ○上記以外の時間の勤務-----→ ○休日の勤務-----→	1時間の額 (給料+暫定手当)×12×1.5 52 × 44 { 同 上 (給料+暫定手当)×12×1.25 52 × 44	翌月の給料支給日	
10 宿 日 直 手 当	宿直または日直勤務等を命ぜられた職員 宿直または日直-----→ 土曜日の半日直-----→	1回につき 510円 1回につき 255円	給料の支給日		
11 期 末 手 当	基準日に在職する職員および基準日前1月以内に退職または死亡した職員 3月1日-----→ 6月1日-----→ 12月1日-----→	(給料+扶養手当+暫定手当)×(期間率)×(次の率) 50-----→ 100-----→ 90-----→ 100-----→ 190-----→ 100-----→	3月15日 6月15日 12月5日		
12 勤 勉 手 当	基準日に在職する職員および基準日前1月以内に退職または死亡した職員 6月1日-----→ 12月1日-----→	(給料+暫定手当)×(期間率) 期間率は給料、扶養手当および暫定手当の合計額に次の割合を乗じた額の範囲内で期間に応じそのつと定める。 30-----→ 100-----→ 30-----→ 100-----→	6月15日 12月5日		
13 寒 冷 地 手 当 基準額	寒冷地の級地別に応じ、支給日に在職する職員ただし支給日付をもって退職したものについては支給しない。	(1) 基 準 額 改 定 後 定 額 分 定 率 分 世帯主である職員 扶養親族あり 扶養親族なし その 他の職員 % 円 円 円 5級地 45 26,800 17,870 8,930 4級地 35 20,100 13,400 6,700 3級地 25 16,750 11,170 5,580 2級地 18 11,390 7,590 3,800 1級地 10 6,700 4,470 2,230	8月31日	43.7.1から改正	